

# 山口県有機農業推進計画

令和3年（2021年）7月

山 口 県

## 第1 有機農業の推進に関する方針

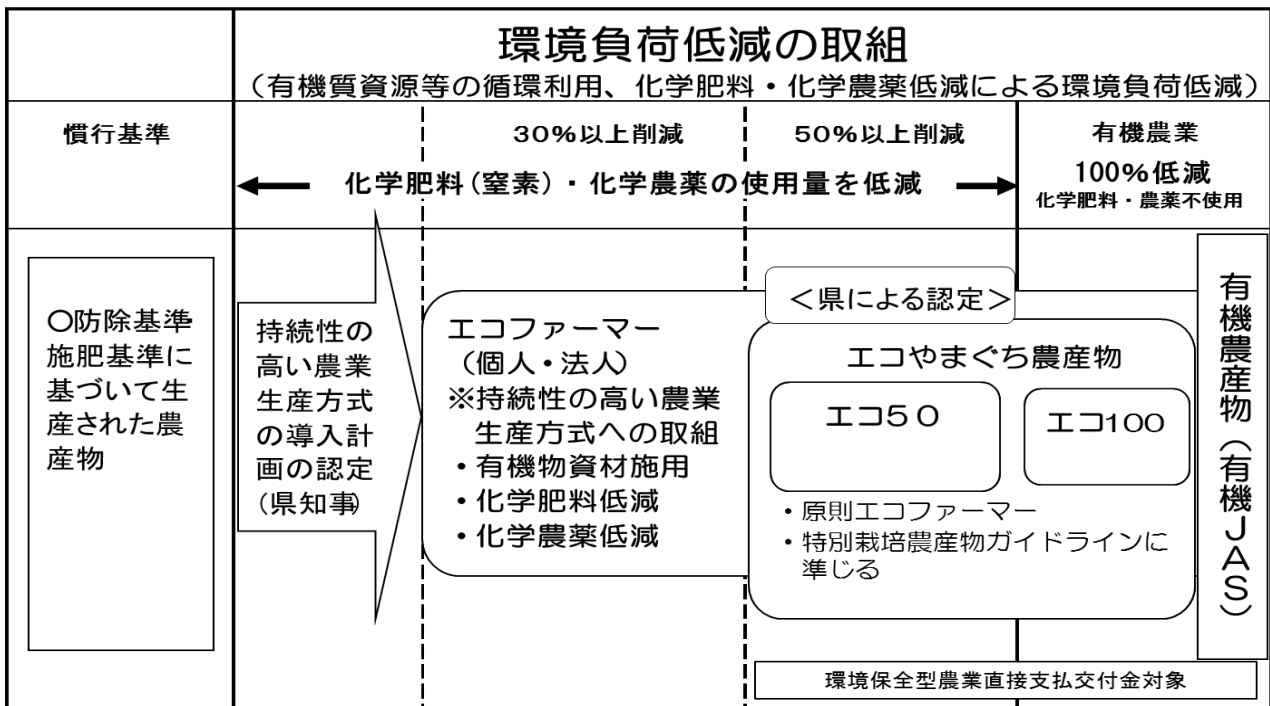
国においては、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）で、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものとしています。

また、令和2年(2020年)4月に有機農業推進法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が改正され、今後の有機農業の生産拡大等に関する目標が示されたところです。

本県においては、県民の農産物に対する安心・安全等のニーズや環境問題への関心が高まる中、持続性の高い農業生産方式の導入計画を認定し、エコファーマーを育成するとともに、化学肥料や化学農薬の使用量を一定量削減して生産された農産物を認証する本県独自のエコやまぐち農産物認証制度<sup>※1</sup>を全国に先駆けて創設するなど、有機農業をはじめとする環境負荷低減に繋がる取組を推進してきたところです。

今後もこうした取組を継続するとともに、大規模経営体の育成の難しい中山間地域の多い本県の特性から、こうした地域についても高付加価値農業に繋がる有機農業を推進します。

また、これまでに蓄積された仕組みや技術等を活かし、市町、生産者団体等と協働して、技術の確立・普及に取り組むとともに、農業者の主体的な取組を引き続き支援し、地産・地消を核とした情報の受発信等を進め、有機農業を推進していきます。



環境保全型農業の取組の体系図

※1 エコやまぐち農産物認証制度

化学肥料・化学農薬を県基準より50%以上削減して生産した農産物及び、化学農薬・化学肥料を使用しないで生産した農産物の認証を行う、本県独自の認証制度です。

## 第2 目標及び推進期間

本計画では、有機農業推進法<sup>※2</sup>に規定する有機農業（有機農産物の日本農林規格（以下「有機JAS<sup>※3</sup>」という。）や本県独自のエコやまぐち100等）の拡大に向け、国の示した基本方針に即して、10年後（令和12年度（2030年度））の取組面積を目標として設定します。

なお、施策方針や社会情勢の変化に伴い、必要に応じて中間評価を行います。

※2 有機農業推進法（第二条）

この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

※3 有機JAS認証制度

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者には「有機JASマーク」の使用を認める制度です。

### 【目標】 有機農業の取組面積

年度	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
面積 (ha)	122	200

※環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組、有機JAS及びエコやまぐち100の取組面積

## 第3 推進の方策

### 1 技術の確立・普及

#### (1) 技術の確立

農林総合技術センターにおいて、有機農業関係団体等のニーズを踏まえ、国の試験研究機関等と連携しながら、新たな知識やスマート農業のような先端技術等の情報収集を行うとともに、開発された技術の本県における適応性の検証や病虫害の発生生態に応じた防除対策などの有機農業を支える技術の確立等に努めます。

また、地域の気象条件・立地条件等に適合させるため、有機農業関係団体等の協力を得ながら、効率的に組み合わせた技術体系の確立を支援します。

## (2) 技術の普及

農林(水産)事務所において、各地域の環境条件等に応じた栽培技術、経営、各種制度等に関する相談活動を実施するとともに、必要に応じて有機農業関係団体と連携し、国や県の試験研究機関が確立した技術の現地での実証・普及に取り組みます。

また、国等が実施する研修を活用し、普及指導員等の資質向上に努めます。

## 2 担い手の育成

農業大学校において、学生や社会人研修生のニーズに応じて、実習を通じた有機栽培技術の習得の支援に努めます。

また、農林(水産)事務所において、市町等と連携し、有機農業を希望する者のニーズに応じて栽培技術や経営等に関する指導に努めます。

## 3 農業者の主体的な取組の支援

### (1) 組織的な取組支援

市町や生産者団体等と連携して、有機農業関係団体が必要な種苗等の維持・確保を図るための技術的な取組や食育、地産・地消、農業体験研修等を通じた消費者との相互理解を深めるための自主的な取組を支援します。



### (2) 研修の実施

有機農業関係団体が、有機農業に係る栽培技術や各種制度等の知識を習得する研修を実施できるように支援します。

また、有機農業の実践的な研修を希望する者と有機農業関係団体とのマッチングを図ります。

## 4 各種支援情報の提供

有機農業関係団体が実施する研修会において、農業者や新規就農希望者が有機農業に取り組む上で参考となる栽培技術、活用可能な国等の制度等の情報提供を行います。

## 5 地産・地消を核とした需要拡大

販売協力店<sup>※4</sup>、販売協力専門店<sup>※5</sup>、やまぐち食彩店<sup>※6</sup>など、山口県独自の地産・地消推進拠点と有機農業者や産地等の交流・マッチングを支援するとともに、消費者や流通販売関係者の意向把握、学校、保育所等における食育との連携など、有機農業に係る情報の受発信を進め、有機農業者と消費者の相互理解を促進します。

また、有機JASやエコやまぐち農産物認証制度の表示ルールなど有機農産物等の適正な表示の普及を推進します。



有機JASマーク



エコやまぐち100マーク



### ※4 販売協力店

山口県産農林水産物を年間を通じて販売する「やまぐちコーナー」を設置した量販店等です。

### ※5 販売協力専門店

山口県産農水産物（青果物、花き、米、生鮮水産物）を、積極的に販売する小売店です。

### ※6 やまぐち食彩店

山口県産農林水産物を積極的に使用している料理店、旅館・ホテル、パン・スイーツ店です。

## 6 市町における活動促進

有機農業推進法、基本方針、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）等を踏まえ、国制度の活用促進や有機農業の取組の意識醸成を図るとともに、市町における有機農業推進計画の策定を促進します。

## 第4 その他

有機農業の推進にあたっては、有機農業関係団体や市町及び生産者団体等との連携に努めます。